

宇都宮市デジタル専門家派遣支援事業 利用規約

令和5年10月10日制定

(目的)

第1条 宇都宮市デジタル専門家派遣支援事業利用規約（以下「本規約」という。）は、宇都宮市（以下「市」という。）が、中小企業の経営課題の解決や発展を促進するために金融機関と連携して実施する「宇都宮市デジタル専門家派遣支援事業」（以下「本事業」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、本事業に協力する金融機関をいう。
- (2) 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。
- (3) 「デジタル専門家」とは、「うつのみやデジタルスクエア」（Webサイト）にデジタル専門家として登録しており、本事業において、中小企業の相談に応じる専門家をいう。

(利用の対象)

第3条 本事業の利用の対象は、市内に主たる事務所又は事業所を有している中小企業のうち、第2条第1項第1号に定める金融機関と取引関係にある中小企業とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定するもの
- (2) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員と関係のあるもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きを行っているもの
- (4) その他市が適切でないとは判断するもの

(利用の申込み及び本規約への同意)

第4条 中小企業が本事業を利用しようとするときは、本規約に同意の上、金融機関を通じて市に申し込むものとする。ただし、中小企業から市へ直接申し込むものを妨げるものではない。

2 本事業において、中小企業の相談に応じるデジタル専門家は、本規約に同意の上、別途定める必要書類を市に提出するものとする。

(利用の回数, 時間)

第5条 中小企業が本事業を利用できる回数は, 市の予算範囲内において, 同一年度内に4回以内とする。

2 デジタル専門家の派遣における1回の相談時間は, 2時間以内とする。

(相談の内容)

第6条 中小企業は, 経営課題の解決や発展に向けたデジタルの活用方法等について, デジタル専門家に相談することができる。

(禁止事項)

第7条 中小企業及びデジタル専門家は, 次の各号に掲げる行為又はそれにあたるおそれのある行為を行うことはできない。

- (1) 本事業の相談時間内における契約行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) その他市が適切でないと判断する行為

(免責事項及び損害賠償)

第8条 本事業において, デジタル専門家と中小企業間のトラブルや事故について, 市は一切責任を負わないことをあらかじめ承諾し, そのトラブルや事故については, 当事者であるデジタル専門家と中小企業間において解決しなければならない。

2 デジタル専門家は, 本事業において, 故意又は過失により中小企業に損害を与えた時は, その損害を賠償する責任を負う。

(機密情報の取扱い)

第9条 デジタル専門家は, 中小企業の相談を受けた際に知り得る機密情報(中小企業の事業に関する情報, 個人情報, その他秘密として扱うべき情報)を本事業の目的以外の目的で使用し, 又は第三者に開示してはならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合は, この限りではない。

- (1) 中小企業の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 市から求められた場合

2 デジタル専門家は, 中小企業の相談を受けた際に知り得た機密情報を適切に管理し, 漏洩・滅失・毀損等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 市, 金融機関, デジタル専門家, 中小企業は, 本事業において知り得た個人情報

の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守する。

（利用規約の変更）

第11条 市は、必要に応じて、この規約を変更することができる。

（補則）

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。